

北海道スポーツ推進条例の概要

前文

◆スポーツの定義

心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他精神の涵養等のために個人または集団で行われる運動競技その他の身体的活動

◆スポーツの意義や役割

「する」 ～健康増進やいきがいをもたらす
 「みる」 ～感動、楽しさ、活力を与える
 「ささえる」 ～地域への一体感を醸成する
 「しる」 ～様々な効果への理解、意欲や自主性を育む

「つながる」
 ～人と人とのつながりを深める

◆地域の特性

- ・豊かな自然環境を生かし、国際舞台等で活躍する選手を数多く輩出
- ・プロスポーツチームが複数生まれ、応援の輪が拡大

◆目指す姿

本道の特性を生かし、スポーツを通じた健康で豊かな生活の形成と魅力ある人づくりや地域づくりを推進するとともに、将来にわたる持続可能な社会を実現



第1章 総則

第1条 目的

道民の心身の健康の保持増進を図り、併せて地域の特性を生かした魅力ある持続可能な社会の実現に寄与

第2条 基本理念

- (1) 生涯にわたる心身の健康保持増進と健康寿命の延伸
- (2) 子どもの心身の健全な発達と体力の向上
- (3) 障がい者の自主的・積極的なスポーツ参加への配慮
- (4) スポーツに親しむ機会の確保
- (5) 地域間交流及び国際交流の促進による地域活性化
- (6) 競技水準の向上と指導者等の養成
- (7) 自然環境及び観光資源等を活用したスポーツ振興

第3条 道の責務

- ・スポーツ推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定・実施
- ・市町村に対する情報の提供、技術的な助言等の支援

第4条 道民の役割

自主的・積極的にスポーツに親しむ、楽しむことにより、心身の健康の保持増進と体力向上に努める。

第5条 関係者相互の連携及び協働

道民、団体その他の関係者と相互に連携・協働

第3章 スポーツの推進に関する基本的施策

第2条 基本理念に基づき、今後の本道のスポーツの推進に必要な基本的施策を列記

- 第7条 ライフステージに応じたスポーツの推進
- 第8条 健康づくりの推進及び健康寿命の延伸
- 第9条 子どものスポーツの推進
- 第10条 障がい者のスポーツの推進
- 第11条 スポーツでつくる優しい共生社会
- 第12条 スポーツに親しむ環境の整備
- 第13条 スポーツの観戦等に係る気運の醸成
- 第14条 スポーツを通じた地域の活性化等
- 第15条 競技水準の向上
- 第16条 冬季スポーツの振興
- 第17条 スポーツに携わるボランティアの育成等
- 第18条 セカンドキャリアの形成の促進
- 第19条 スポーツにおける体罰及び暴力の根絶等
- 第20条 顕彰 第21条 財政上の措置



第2章 スポーツ推進計画

第6条 知事は、スポーツ基本法に基づき計画を策定